こども家庭庁 ヤングケアラーの実態調査 実施状況

①実施状況(令和4年度~令和5年度)

都道府県・市区町村において、本人や学校等を通じ、ヤングケアラーの実態を把握するための調査(実態調査)の実施状況は以下のとおり。

	令和4年度	令和5年度	
	(令和5年2月28日現在)	(令和6年2月29日時点)	(うち記名あり※1)
都道府県	43	45	(6)
政令指定都市	13	17	(4)
中核市	17	33	(3)
特別区	12	20	(4)
一般市町村	173	297	(73)
合計	258	412	(90)

※1 番号等を利用し個人が特定できる場合を含む。

②実施にかかる財政支援

●児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金(ヤングケアラー支援体制強化事業)

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額】

1都道府県、指定都市あたり 7,669千円、1中核市・特別区あたり 4,168千円、1市町村あたり 2,313千円